

## 人名用漢字の範囲の見直し（拡大）に関する意見

平成十六年九月八日

### 第一 制限方式

子の名には常用平易な文字を用いなければならないとする人名用漢字に関する制限方式（戸籍法五十条一項）は、維持する。

### 第二 字種の選定

「常用平易」な漢字については、「JIS漢字（JISX0213）」から、基本的に「漢字出現頻度数調査（2）」（平成十二年文化庁作成）に現れた出版物上の出現頻度に基づき、要望の有無・程度なども総合的に考慮して選定する。なお、名の社会性にかんがみ、名に用いることが社会通念上明らかに不適当と認められる漢字は除外する。

### 第三 字体の選定

一 基本的に、「表外漢字字体表」（平成十二年十二月八日国語審議会答申）に掲げられた字体を選定する。  
二 一字種一字体の原則は維持するが、例外的に一字種について二字体を認めることを排斥するものではない。

### 第四 結論

別紙記載の四八八字を人名用漢字に追加するのが相当である。

串乎云些仔佃侯俄俠俐侷俺俱倦僅傭儲兎兜其冥富  
淒涼凜凜鳳凰剝劉劫勃匱勾勿廿卜卿厨廸叉叢吞吻  
哨哩喧喰喋嘩嘗嚬嚨圓坐坦墮埴堆埶堰堦堦  
塞填壕壬夷奄套妖娃姪姥婉宋宛宕寓實寵尖尤屑岡  
峨峯崖嶼已巷巾帖幌幡庇庚庵廟廻弛徯忽恢恰惚悉  
惹惺憐戌或戚戟戴托按拶拭挨挺挽掬捲捻捧掠揃  
撋摺撒撰撞播撫擢孜斑斡斯昊昏昧暎曖曝曳曾  
魯杖杭杵枕杷枇杷柑柴柵柿柘柏桧桔栢栖櫟梗榔梯  
桶梔梁椅棲椀楯楚檣檣榦榮楓檳槍槌檣樟樞樽橙檜  
檜櫂櫛歎此殆汝汎汲沌沓沫洛涅淀淋淵湘湊湛溢溜  
漕漣濡瀨灘灸灼烏焰焚煌煎煤煉燕燭爪斧牒牙牟牡  
牽犀狼玩珂珊瑚珀琥琶琵琶瓢瓦甥畏嵒畢畿疋疏瘦  
盆簪砦砧硯碓碗磬祇祢禮禡禱禽禾秤稟稽穿窄窟

窪窺豎竺竿笈笠筭篔簷箔箸篇篠簾糲粥粟糊紐綆  
綴縞徽繫繡纂纏羚羨而耽肋肘肴脇腔腎膏膳臚臥臼  
舷舵芥芯芭芦苔莓茨茸荻莫菅萄菩萌萊菱葛萱葺董  
萬葡葦蓋蓑蒐蒲蒙蔭蔣蓬蔓蕎蕨蕃蕪蔽蘿薈藁薩  
蘇蜂蜜蝦螺蟬蟹蠟袖袴裡裾裳襖訊訣註詣詮詫諏誰  
謂諺諦謎讚豹貌貰貼賑跨蹄蹟蹴輯輿轟迂迄迎迦  
這逞逗逢遁遡遜遙祁鄭酌酬醒醍醬釉釤釜鉶鋒鋸錐  
鎔錫鍋鍵鍊鎧閃閨闥阪陀阜隈隙雀雁零鞚鞍鞘鞭  
韓貢頃頓頗頰顛餅饗馴馳駢驥櫓鯉鱗鳶鴨鶴鷗鷺  
鷺麒麟鼎